

令和 8 年度

水上交通の運航に従事する人材の養成を支援します！

## 水上交通事業者人材養成助成制度 [概要]

水の都ひろしま推進協議会（※）では、「水の都ひろしま」構想（平成15年1月 国・広島県・広島市策定）に掲げる取組を計画的・効果的に進めるため、その実施計画として「水の都ひろしま」推進計画を策定しています。

同計画をより一層推進し、水上交通の持続的な運営体制の確保を図るため、令和8年度から、水上交通事業者が行う人材の養成を支援します。

助成制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。（ページ番号：1049776）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/tourism/1021448/1006035/1049776.html>

（※）「水の都ひろしま」にふさわしい都市空間を創造することを目的に、市民団体、経済・観光団体、学識経験者及び行政機関の関係者により構成する団体です（事務局：国・広島県・広島市）。

### 申請期間

令和8年5月1日（金）から令和9年1月29日（金）まで

〔事業実施期間〕 令和8年6月1日（月）から令和9年2月28日（日）まで

〔申請期限〕 事業実施日の30日前まで

※ 年間4回まで申請が可能です。

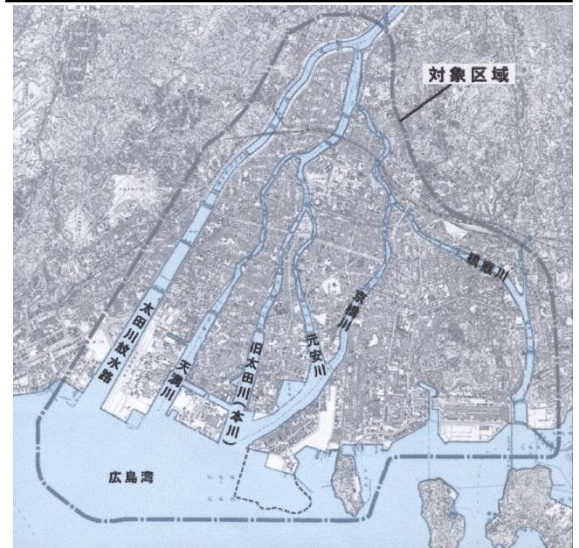
※ 予算がなくなり次第、募集を終了します。

### 助成対象者

太田川デルタ上に形成された市街地の河川（太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川）において水上交通事業（※）を営む事業者

（※）海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業のことをいいます。また、上記河川を発着する航路も対象とします。

太田川デルタ上に形成された市街地の河川



### 助成対象事業

#### ① 小型船舶操縦者の資格取得事業

従業者に一級小型船舶操縦士・二級小型船舶操縦士及び特定操縦免許を取得させる際の経費を助成します。

〔助成対象経費〕 小型船舶操縦士国家試験手数料、登録免許税、登録教習所受講料その他必要と認められる経費

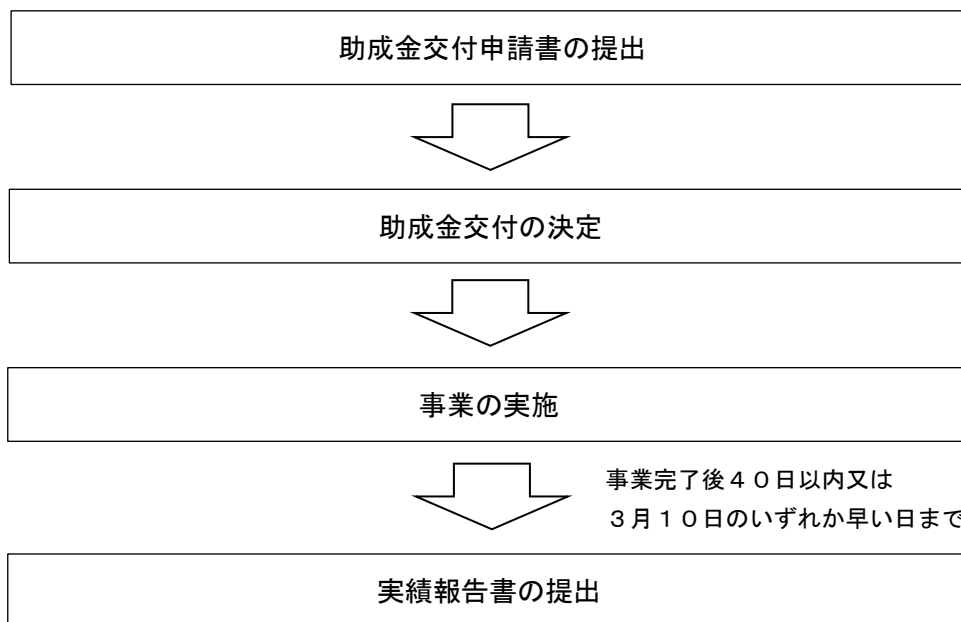
#### ② 船内ガイドの養成事業

従業者に船内ガイドとして必要な知識等を習得させるための研修等の実施する際の経費を助成します。

〔助成対象経費〕 研修等講師への謝礼金、委託料その他必要と認められる経費

〔助成金限度額〕 ①及び②の合計事業費（助成対象経費に限る。）の2/3まで（1事業者につき年間で最大120万円）

（令和8年4月現在）



〔問合せ先〕

水の都ひろしま推進協議会 事務局（広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL : 082-504-2676 FAX 082-504-2253

E-mail : [kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp)

